

# 全 員 協 議 会 資 料

令和6年2月15日

1. 名張市立病院の地方独立行政法人化に係る評価委員会条例及び定款の制定について

(市立病院)・・・P2～4

2. 名張市中学校給食の実施に係る民間活力等導入可能性調査報告書及び基本計画について

(教育委員会)・・・P5～9

- ・名張市中学校給食実施に係る民間活力等導入可能性調査業務報告書・・・別冊
- ・名張市中学校給食実施に係る基本計画・・・別冊

3. 定住自立圏構想の取組について

(総合企画政策室)・・・P10～13

4. その他（報告）

- ・市制施行70周年記念行事の開催について

(総合企画政策室)・・・P14

- ・収賄事件に係る再発防止対策について

(総務部)・・・P15～17

## 名張市立病院の地方独立行政法人化に係る評価委員会条例及び定款の制定について

### 1. 背景

令和6年1月の全員協議会において、名張市立病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方針を示したことを踏まえ、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に向けて、中期目標等の重要事項について意見を述べる評価委員会に関する事項を条例で定めるとともに、法人の設立に際し必要となる事項を定めた定款を制定しようとするものです。

法人の成立の日については、令和7年10月1日を予定していますが、令和6年度に中期目標及び中期計画を策定するために評価委員会の意見を聴く必要があるほか、地方独立行政法人の設立に関する県知事の認可申請の際に、議決を得た定款が必要となることから、令和6年3月定例議会に議案を提出します。

### 2. 地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例の制定について

#### (1) 制定の趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）第11条の規定に基づき、市長の附属機関として地方独立行政法人名張市立病院評価委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するため、必要な事項を定めます。

#### (2) 条例の内容

ア. 委員会は、法の規定による所掌事務を処理するほか、次に掲げる事項について意見を述べることができます。

- ・中期計画に関すること。
- ・業務の実績の評価に関すること。
- ・その他市長が必要と認める事項に関すること。

#### 【参考】法の規定による評価委員会の所掌事務

定款の変更、中期目標の策定又は変更、中期目標の実績評価、業務の廃止等、不要財産等の納付の認可、重要財産の譲渡又は担保の認可、役員報酬等の支給基準、等

イ. 委員会の組織及び運営に関する事項を次表のとおり定めます。

組織	5人以内
委員	医療業務又は病院経営に関し優れた識見を有する者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱します。
任期	2年
議事等	委員長が招集し、議事は委員の過半数をもって決めます。

ウ. 委員長の報酬の日額を10,000円とし、委員の報酬の日額を7,000円とします。

<p><b>【参考】他市の報酬の事例</b>          桑名市…委員長10,000円、委員6,700円          玉野市…委員長・委員6,500円          筑後市…委員長21,000円、委員16,500円</p>
---

(3) 施行期日

公布の日から施行します。

3. 地方独立行政法人名張市立病院定款の制定について

(1) 制定の趣旨

法第7条の規定に基づき、法人の設立に際し必要となる事項を定めた定款を制定します。

(2) 定款の内容

ア. 法人の目的

地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して、地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とします。

イ. 法人の名称、所在地等

名称	地方独立行政法人名張市立病院
所在地	名張市百合が丘西1番町178番地
種別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人 (移行型一般地方独立行政法人)
公告の方法	広報紙掲載、掲示、インターネットを利用した閲覧

ウ. 役員

	定数	任期	任命権者
理事長	1人	4年	市長
副理事長	1人以内	4年	理事長
理事	6人以内	2年	理事長
監事	2人以内	理事長任期の最終年度の財務諸表承認日	市長

エ. 理事会

構成員	理事長、副理事長、理事
議事等	理事長が招集し、議事は構成員の過半数をもって決めます
議決事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画、業務方法書の策定等、市長の認可又は承認を受けなければならない事項</li> <li>・ 年度計画に関する事項</li> <li>・ 予算の作成及び決算に関する事項</li> <li>・ 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>・ 規程の制定又は改廃に関する事項（軽易な改廃を除く）</li> <li>・ その他理事会が定める重要事項</li> </ul>

オ. 法人の業務

- ・ 医療を提供すること。
- ・ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ・ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- ・ 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- ・ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- ・ 災害時における医療救護を行うこと。
- ・ 看護師養成所の運営を行うこと。
- ・ 以上の業務に附帯する業務を行うこと。

カ. その他

法人の資本金、承継される権利に係る土地及び建物、解散に伴う残余財産の帰属、規程への委任に関する事項を定めます。

(3) 施行期日

法人の成立の日から施行します。

名張市中学校給食の実施に係る民間活力等導入可能性調査報告書及び基本計画について

## 1. 概要

中学校給食の実施に当たり、令和5年8月の全員協議会において、実施方式をセンター方式に決定したこと、建設候補地の第一候補地を青蓮寺の伊賀南部ストックヤード下に位置するテニスコート及びゲートボール場に決定したこと等を中間報告として説明させていただきました。

以降、候補地の地域代表者等への説明を行うとともに、事業手法に関して、民間活力の導入可能性調査を行いました。

今回は、民間活力等導入可能性調査の結果を踏まえ、事業手法の決定及び策定した基本計画について説明します。

## 2. 事業手法について

中学校給食の事業手法について、民間活力の導入可能性調査に当たっては、民間事業者への意向調査のほか、2,500食の食数規模において、本市が求める条件を踏まえた比較を行い、八つの事業手法のうち、本市に適応可能性のある事業手法として、PFI手法（BTO方式）（※1）、DB方式（※2）、DBO方式（※3）を選定し、従来手法（※4）と合わせて4手法について、コスト及びスケジュールの検討並びに総合評価を行いました。

評価に際しては、本市と調査事業者との協議や情報交換を行いながら実施し、専門的な視点から、定性的評価（実施に係る諸条件への適性）及び定量的評価（コスト面）を踏まえ、以下の評価内容となりました。

- ※1 PFI手法（BTO方式）…Private Finance Initiative（Build Transfer Operate）の略称。PFI法に基づく手法の一つ。施設の建設後所有権が民間事業者から市に移り、運営を民間事業者が行う方式のこと。
- ※2 DB方式…Design Buildの略称。市が設計と建設を一括で発注する方式のこと。
- ※3 DBO方式…Design-Build-Operateの略称。市が設計と建設、調理と維持管理を含めた運営までを一括で発注する方式のこと。
- ※4 従来手法…市が設計、建設、調理業務を別々に発注する方式のこと。

【定性的評価】

①安全安心な学校給食の提供

安全安心な給食を提供する上では、全ての手法において、民間ノウハウの活用により、徹底した衛生管理を行い、品質を維持することが期待できるが、P F I手法、D B O方式は、トラブルの際、迅速な対応や改善について、市と民間事業者が効率的・効果的に連携し、指示・連携体制を一元化できるため、より優れていると評価した。

②栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

いずれの事業手法も、市の考えに加えて、民間事業者による先進事例からの献立の提案等の支援が可能であると評価した。P F I手法、D B O方式では、設計、建設の段階から運営事業者も関わるため、「栄養バランスの優れた魅力的な学校給食」を効率的・効果的に実現できる施設整備が期待できる。

また、P F I手法では、学校給食のためだけのS P C（特別目的会社）（※5）がマネジメントを行い、調理方法の品質向上を図ることができる。

※5 S P C（特別目的会社）…ある特別の事業を行うために設立された事業会社。一般的にP F Iでは公募提案するコンソーシアム（企業グループ）が新会社を設立して、建設・運営管理に当たる。

③持続可能な学校給食の提供

P F I手法の場合、S P C（特別目的会社）という市の学校給食のためだけの会社は、自ら又は市のモニタリングにより、長期にわたって業務品質を維持向上できる。また、業務を実施する事業者とは別に、金融機関による財務モニタリングが可能となるため、第三者的な視点によっても事業者の財務状況や業務状況を監視することができ、健全な経営状態を続けることができる。加えて、建物や設備機器の突発的な修繕にも迅速かつ柔軟に対応できるため、P F I手法を他の事業手法に比べ優れていると評価した。

④中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成

いずれの事業手法も本市の考えに加えて、民間事業者によるノウハウを生かした効果的な食育の提案が期待できるが、中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成について、「設計」・「建設」と、「運営」・「維持管理」が別になるD B方式と比べ、D B O方式、P F I手法は、それらの業務を一括して民間事業者に発注することで、運営時の地場産物の下処理や様々な調理方法を踏まえた施設整備に期待できる。

#### 【定量的評価】

定量的評価では、DBO方式がPFI手法に比べ費用を抑えることができるという結果となった。

#### 【VFM（※6）の検証結果】

PFI手法（BTO方式）のVFMの検証結果では、VFMは4.8%であった。

※6 VFM…PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

#### 【事業スケジュール】

給食の早期実施に向けての各手法の事業スケジュールについては以下のようになった。（右へ行くほど供用開始時期が早い）

PFI手法（BTO方式） ・ DBO方式 < DB方式 < 従来手法

#### 【総合評価】

DB方式は、PFI手法、DBO方式に比べ、中学校全員給食の早期実現に期待ができる。PFI手法、DBO方式は供用開始まで期間は長めになるが、「設計」・「建設」・「運営」・「維持管理」を一括して民間事業者が発注することで、コンソーシアム（企業グループ）の連携による持続的な給食の提供に期待ができる。

またPFI手法は、業務を実施する事業者とは別に、金融機関による財務モニタリングが可能となるため、第三者的な視点によって事業者の財務状況や業務状況を監視することができ、健全な事業継続に寄与することができる。

以上の考え方を踏まえ、DBO方式の経済性を評価しつつ、PFI手法（BTO方式）に期待できる効果が学校給食の安定的な継続にとって重要であると考え、PFI手法（BTO方式）が最も適切な事業手法であると総合的に評価する。

この評価結果を受け、中学校給食の事業手法については、PFI手法（BTO方式）で実施することとします。

### 3. 基本計画について

中学校給食の実施に向けて、基本的な条件、実施方式、施設整備計画、事業手法等について取りまとめた基本計画を策定しました。主な記載事項は、次のとおりです。

この基本計画を基礎として、今後の中学校給食に係る事業を進めます。

(1) 基礎情報の整理

対象校の整理と位置図、関連法令等、中学校給食の現状

(2) 前提条件の整理

計画食数の設定

(3) 基本的な条件設定

ここでは、本市の目指すべき中学校給食のかたちとして設定した、特に重要と考えられる基本的な条件4項目とその内容について記載しています。

①『安全安心な学校給食の提供』

「適切な衛生管理環境・体制の構築」、「食物アレルギー対応」

②『栄養バランスの優れた魅力的な学校給食』

「中学生にふさわしい献立」、「魅力的な学校給食」

③『持続可能な学校給食の提供』

「持続的に安定した学校給食の提供」、「SDGsに貢献できる学校給食」、  
「将来変動にも対応できる学校給食」、「災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献」

④『中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成』

「生きた教材となる学校給食」、「様々な食体験ができる学校給食」、「地域とつながる学校給食」

(4) 実施方式の整理

現地調査、自校調理方式・センター方式の比較

(5) 実施方式に係る総合評価

定量的評価、定性的評価、総合評価

(6) 施設整備計画

給食センターに必要な機能、諸室や設備、備品、受入校の整備

(7) 事業手法の定性的評価

検討の目的、検討対象の事業手法、各事業手法の概要、定性的評価、スケジュール

(8) 民間意向調査

調査の目的、対象企業、方法、結果

(9) 事業手法の定量的評価

各事業手法の概算事業費

(10) 総合評価

各検討項目の結果を踏まえた総合評価



#### 4. 建設予定地の決定について

この度、地域代表者等への説明及び検討を経て、建設候補地のうち、第一候補地としていた青蓮寺の伊賀南部ストックヤード下に位置するテニスコート及びゲートボール場を建設予定地に決定します。

#### 5. 今後の事業内容

基本計画に基づき、公募資料となる要求水準書等の作成を行い、事業実施事業者の選定を行います。

《参考》定性的評価（実施に係る諸条件への適性）※詳細は資料②P 47～49

項目	従来手法	P F I 手法 (BTO方式)	DB 方式	DBO 方式
安全安心な学校給食の提供 (★)	◎	◎	○	◎
栄養バランスの優れた 魅力的な学校給食 (★)	◎	◎	◎	◎
持続可能な学校給食の提供 (★)	△	◎	△	△
中学生にとって有効な食育、 地産地消の推進、豊かな人間 形成 (★)	◎	◎	◎	◎
コンソーシアムの連携力	△	◎	○	○
地元企業の活用	◎	△	◎	△
財政支出の平準化	○	◎	○	○
交付金の適用	◎	◎	◎	◎
◎の合計	5	7	4	4
○の合計	1	0	3	2
△の合計	2	1	1	2

(★) : 特に重要度が高い項目

定量的評価（概算事業費）※詳細は資料②P 49

評価項目	従来手法	P F I 手法 (BTO方式)	DB方式	DBO方式
概算事業費	約53.0億円	約50.1億円	約50.8億円	約48.2億円

## 定住自立圏構想の取組について

### 1. 定住自立圏構想について

我が国において総人口の減少及び少子化・高齢化が進む中、今後は三大都市圏でも人口減少が見込まれ、特に地方では、大幅なものとなることが予想されています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

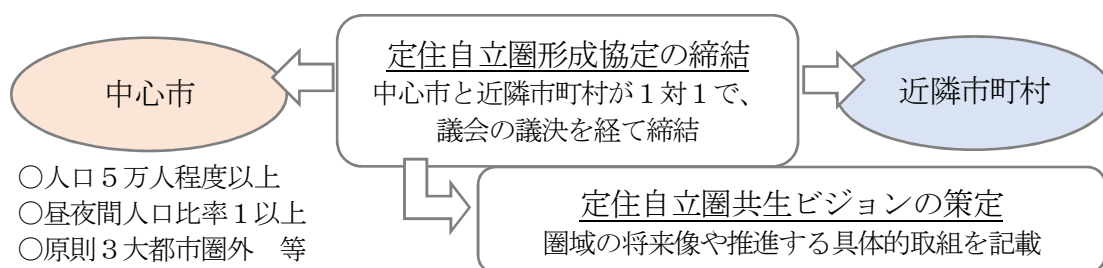
定住自立圏構想とは、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO法人や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るために圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

### 2. 定住自立圏の形成について

#### (1) 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成します。

#### (2) 圏域形成に向けた手続



#### (3) 定住自立圏形成協定について

定住自立圏形成協定とは、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について定める協定です。なお、この協定の締結に当たっては、圏域を形成する自治体の議会の議決が必要となります。

#### (4) 定住自立圏形成協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において連携することを協定に規定します。その上で、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保する観点から、定住自立圏構想の三つの視点（生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化）ごとに、各地域の具体的な取組を一つ以上規定することとなっています。

##### <生活機能の強化>

医療、福祉、教育、土地利用、産業振興、環境、防災その他従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携、協力する事項

##### <結びつきやネットワークの強化>

地域公共交通、デジタル・ディバイドの解消に向けたインフラ整備、道路等の交通インフラの整備、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、地域内外の住民との交流、移住促進、その他結びつきやネットワークの強化に係る連携

##### <圏域マネジメント能力の強化>

人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村の職員等の交流、その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

#### (5) 定住自立圏共生ビジョンについて

定住自立圏共生ビジョンとは、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載したものです。

#### (6) 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

##### ア. 特別交付税

###### ○包括的財政措置（上限額）

- ・ 中心市 4, 000万円程度→8, 500万円程度（平成26年度）
- ・ 近隣市町村 1, 000万円 →1, 500万円（平成26年度）  
→1, 800万円（令和3年度）

###### ○外部人材の活用に要する経費に対する財政措置等

##### イ. 地方債

地域活性化事業債（充当率90%、交付税算入率30%）において、定住自立圏推進事業（医療・福祉、産業振興、公共交通の三つの分野に限ります。）が対象とされます。

##### ウ. 各省による支援策

地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業が優先的に採択されます。

### 3. 定住自立圏構想の取組状況

#### (1) 全国の取組状況（令和3年4月1日現在）

- ア. 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- イ. 129圏域（542市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- ウ. 127圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

#### (2) 県内の取組状況

- ア. 県内の中心市要件を備えた市  
7市（いなべ市、伊勢市、松阪市、伊賀市、津市、四日市市、亀山市）
- イ. 県内の定住自立圏形成協定の概要  
4市（いなべ市、伊勢市、松阪市、伊賀市）が定住自立圏を形成

中心市名	昼夜間人口比率	圏域人口(人)	近隣市町村名	中心市宣言日
いなべ市	1.104	70,757	東員町	平成21年9月1日
伊勢市	1.002	250,484	鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	平成25年2月25日
松阪市	0.957	204,279	多気町、明和町、大台町	平成23年10月11日
伊賀市	1.069	95,527	笠置町、南山城村、山添村	平成27年6月24日

引用：令和5年10月 総務省「定住自立圏 取組事例集」

### 4. 本市の定住自立圏構想の推進について

#### (1) 伊賀市との圏域形成に関する取組について

広域連携施策の一つである定住自立圏構想は、上記のとおり「中心市」と「近隣市町村」が役割分担し、生活に必要な都市機能を確保するとともに、生活利便性や地域の魅力向上を図ることを目的としています。すでに伊賀市は中心市となり、周辺自治体の京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と圏域を形成しています。

一方、本市との連携については、ごみ処理施設の管理や広域観光の取組のほか、消防機関における消防指令業務の共同運用、また、医療においては伊賀地域二次救急輪番体制の実施などを行っているところです。

歴史的・文化的にも密接な関係があり、本市にとっても最大のパートナーである伊賀市と更に幅広い分野で積極的な交流や連携を図るため、定住自立圏形成協定の締結に向けた取組を進めます。

## (2) 今後の事務手続等の流れについて

地方公共団体の広域的な連携については、一部事務組合や広域連合の設立、協議会の設置、事務の委託等地方自治法に規定されていますが、定住自立圏構想については、法に基づかない比較的ゆるやかな連携、協力として、総務省の定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に規定されており、定住自立圏形成の協定締結に当たっては議会の議決を要件としています。そのため、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定める名張市議会の議決すべき事件を定める条例に、議決事項として定住自立圏形成に係る協定の締結等に関することを追加する条例改正が必要となります。あわせて、その他の主な手続は次のとおりとなります。

○定住自立圏の形成に関する協定書（素案）の作成



○協定書（素案）のパブリックコメント実施（約1か月間）



○協定書（素案）のパブリックコメント実施の結果報告



○定住自立圏の形成に関する協定書（案）の議決



○協定締結

※ 協定締結以前においては、伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会の構成自治体と情報共有を図るとともに、締結以降は、圏域構成自治体等と定住自立圏共生ビジョン策定に向けた取組を推進します。

### 地方自治法（抜粋）

#### 第96条（第1項省略）

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

### 名張市議会の議決すべき事件を定める条例（抜粋）

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関する事。
- (2) 都市宣言に関する事。

## 市制施行70周年記念行事の開催について

### 1. 趣旨

本市は、本年3月に市制施行70周年を迎えます。現在の本市の礎を築いて来られた先人たちに感謝の念を抱きつつ、市民の皆様が改めて本市の魅力を実感し、誇りを持ち、愛着を深めるとともに、本市の情報を市内外に広く発信していく機会とするため、記念行事を開催します。

日 時：令和6年3月23日（土）10時から15時まで

場 所：名張市役所及び名張市防災センター

### 2. 記念行事の内容

#### (1) 名誉市民及び功労者等表彰式

時間（場所）：10時から11時30分まで（名張市防災センター）

表彰予定者：名誉市民 1人

特別功労者 1人

功労者 41人

特別表彰者 3人、11団体

出席者数：被表彰者、来賓、招待者など約200人を予定しています。

#### (2) 70（ななまる）マルシェ

時間（場所）：10時から15時まで（名張市役所 市民広場周辺）

内 容：有機野菜等の販売、市内事業者による物販、飲食店、  
キッチンカーの出店

（約30事業者が出店予定です。）

#### (3) なばりブランドロゴ創出ワークショップによるロゴ発表

時間（場所）：13時から1時間程度（名張市役所 1階大会議室）

内 容：令和5年12月5日から令和6年1月21日までの間に実施したブ  
ランドロゴ総選挙の結果発表及び記念シンポジウム

#### (4) ばりっ子会議メンバーとひやわんによるコラボイベント

時間（場所）：（3）終了後（名張市役所 1階大会議室）

内 容：ばりっ子会議メンバーとひやわんによる歌と振付け

## 収賄事件に係る再発防止対策について

収賄事件に係る再発防止対策については、昨年11月に第三者委員からの提言に基づき「業者との癒着の徹底的な排除」「厳格なチェック体制の構築」「職員の意識の向上」の観点から、取り組むべき再発防止対策を取りまとめ、これを受け、再発防止に向けた取組を進めているところです。このうち、名張市職員倫理規程及び契約手続におけるチェック体制の見直しについては、次のとおりとし、2月1日から順次実施しています。

引き続き、行政の透明性を高め、他の職員や住民の監視が届く体制の構築に向け、今回の見直し内容の職員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

### 1 利害関係者との癒着の排除に係る取組

#### (1) 名張市職員倫理規程の改正（令和6年2月1日施行）

ア 利害関係者との飲食について、割り勘であっても、一部の例外（私的な関係（家族関係、個人的な友人関係等、職員としての身分にかかわらない関係）がある場合又は「倫理監督者（総務部長）が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めた行為」である場合をいいます。以下同じです。）を除いて、禁止とし、次のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ上司（直属の管理監督者）による許可があった場合にのみ、利害関係者との飲食ができることとしました。

(ア) 職務の執行に当たり必要な会議、会合等に伴ってする会食

(イ) 適正な対価を支払ってする飲食

(ウ) その他職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められる飲食

イ 利害関係者との旅行（公務のための旅行は除きます。）、遊技（麻雀、ポーカーなど）及びゴルフは、割り勘であっても、一部の例外を除いて、禁止としました。

ウ 従来、社会通念上儀礼の範囲内において利害関係者から供与を受けることができることとしていた祝儀、香典、供花等についても、一部の例外を除いて、授受を禁止としました。

#### (2) 名張市職員倫理規程ガイドラインの策定及び公表（令和6年2月1日から実施）

想定される具体的な事例、考え方、飲食に関する許可の基準等を盛り込んだ名張市職員倫理規程ガイドラインを策定しましたので、職員に周知し、市ホームページにおいて公表しました。

- (3) 職員から不当な要求を受けた利害関係者（契約相手方）のための連絡窓口の設置（令和6年3月1日以後に締結する契約から実施予定）

職員から贈賄等の不当な要求を受けた場合に、その契約相手方が本市（担当：総務部総務室）に通報することを契約上の義務とするために、各契約について、特記の契約条項として追加することとします。

- (4) 職員倫理に関する事業者向けリーフレットの作成及び配布（令和6年3月1日から実施予定）

事業者に対し、市職員の倫理保持について理解と協力を促すことを目的として、リーフレットを作成し、市ホームページへの掲載や窓口などでの配布をすることとします。

- (5) 職員倫理に関する職員の家族向けリーフレットの作成及び配布（令和6年2月1日から実施）

職員倫理や汚職について家族間で話し合いをする機会を設けてもらうことを目的として、リーフレットを作成し、配布しました。

## 2 チェック体制の強化の取組に係る取組

- (1) 随意契約台帳の整備（令和6年度予算で執行するものから運用開始予定）

(2)イの見積り合わせ業者の選定理由のチェックを実効性のあるものとするため、各契約における見積り合わせ業者を可視化した随意契約台帳を整備することとします。

- (2) 名張市随意契約に関する指針の改定及び公表（令和6年3月1日から実施予定）

本市の随意契約の執行手続についてのガイドラインである「名張市随意契約に関する指針」を全部改正し、職員への周知及び市ホームページにおける公表をすることとします。なお、主な改正内容は、次のとおりです。

### ア 具体例等の記載の充実

随意契約を行うことができる要件を定める地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定の適用に関する具体的な事例を盛り込むなどの改正を行います。

### イ 随意契約審査会による審査

予定価格が随意契約の限度額（工事にあっては、50万円）を超える場合については、3人の審査員（部内の室長級の職員等）と担当職員との対面でのやり取りにより、随意契約の理由及び見積り合わせ業者の選定理由を審査することとします。

- (3) 検算・確認体制の強化（令和6年3月1日から実施予定）

設計段階におけるチェック体制の強化を図るため、これまで明確に定められていなかった検算者の定義を設けて、検算者の意識の向上を図ることとします。また、新たに確認者を設けることとし、設計図書や仕様書との積算内容の照らし合わせに終始せず、設計思想（設計に係る考え方）、設計内容の妥当性などの観点から確認を行うこと



とします。

(4) 決裁権者（専決権者）の直接関与の制限

本年度より、営繕住宅室において、決裁権限がある職員自身が執行伺の事務を直接行わないようにしてきましたが、令和6年3月1日以降、この取扱いを他の所属においても原則とし、どうしても決裁権者自身に関わる必要があるときは、その上席の職員の決裁を受けなければならないこととするほか、随意契約審査会による審査を、より厳格に行うこととします。

(5) 複数の者による見積書の開封(開札)・確認の徹底（令和6年3月1日から実施予定）

見積り合わせにおける見積書の開封については、見積徴取業者の立会いの下行うことを原則とし、複数の職員による見積書（及び封筒）の確認も併せて行うこととします。